



申
2
号

「安全第一主義」「現場第一主義」の企業風土の再構築と 法令を遵守したJR東日本の健全な経営を求める申し入れ

6月24日 第3回団体交渉を行う!

第3項途中（会社の調査・把握した内容の報告）から議論再開

前回交渉で確認した安全衛生委員会の位置付けについての 議事録記載の調査報告を受ける

【安全衛生委員会に対する会社の考え】

- 安全衛生委員会は法令に基づくものであり、他の委員会は業務上会社が認定している。よって同列で扱うべきものではない。
- 安全衛生委員会の委員の勤務は管理者ができる限り参加できる様に操配を行っている。全員出席できないこともあるが開催要件を満たしていることを確認している。

しかし、中野車掌区での議論調査結果では 組合の求める事実確認の内容が明らかにされず!

組合：安全衛生委員会は特別な委員会ではなく他の委員会と同じという議事録で示された管理者の認識が変わっていない。参加した委員からは安全衛生委員会だけを特別扱いできないと言われたと聞いている。労働者側委員にも聞かなければ事実確認にならない。勤務変更の問題だけではない。この議事録では現場社員に真意が伝わらず、訂正すべきだ。
会社：支社を通じて確認したところ、管理者は勤務変更の取扱いにおいて他の委員会と同等という意味で言ったとのこと。組合側が言う事実確認の内容とは齟齬があるかもしれない。議事録は真意が伝わらない内容であったが、訂正は行わない。中野車掌区の事象についての指摘は重く受け止める。

管理者だけの聞き取りを行い、回答を誤魔化す姿勢は許されない! **怒**

〈4項〉2020年4月頃に各職場で実施された「36協定等の労使協定における労働者代表の選出」における選挙において不正行為が行われた事象の全容を明らかにすること。また、会社主導での選挙を実施せず、労働者間において代表決定が図られるようにすること。

(回答) 過半数代表選出に係る手続きについては、労働基準法施行規則第6条の2に基づき、取り扱っているところである。

各職場で発生する選挙の不正行為を訴える!

組合：選挙で不正行為はあったのか？現場実態として公平・公正な選挙が行われていないと認識している。投票期間中に箱を開ける不正行為もあったと聞いている。

会社：不正行為によって選ばれた代表者はいないと認識している。選出手続きでエラーがあった。不正と言えば不正だが、投票をやり直したため不正ではない。

組合：WEB投票では投票した個人が特定され、誰に入れたかまで管理者に把握されてしまっているのが現状だ。会社が公職選挙法に準じて実施すると指導していることから、WEBではなく全て紙媒体で行うべきだ。

会社：投票内容を第三者へ伝えることはない。その様なことがあるという主張は各機関の勤労担当課に伝えていく。

組合：会社総体でどのような事象が何件発生し、なぜ発生したのかを明らかにすべきだ。

不正行為を認識しながら

コンプライアンス違反を繰り返す経営姿勢は許されない!

申し入れの項目に誠実に回答することを求め、4項継続議論を確認し、3回目交渉を終了!